

議案第 28 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 第 27 号の次に次の 1 号を加える。

27 の 2	第 60 条の 3 第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16 万円
-----------	---	------------------------------	-------

別表第 3 その 1 の表中第 49 号を第 50 号とし、第 48 号の次に次の 1 号を加える。

49	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定に基づく容積率に関する特例許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えに係るマンションの容積率の特例許可申請手数料	16 万円
----	--	--------------------------------------	-------

別表第 4 その 2 を次のように改める。

その 2（長期優良住宅建築等計画認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に規定する登録住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設	その他の場合

	性能評価機関により適合が認められている場合	計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	
戸建	6,700円	17,200円	50,600円
5以下（戸建を除く。）	2,700円	12,700円	23,800円
6以上10以下	2,400円	10,200円	19,000円
11以上25以下	1,300円	7,700円	15,000円
26以上50以下	1,200円	6,600円	13,500円
51以上100以下	1,100円	5,000円	11,600円
101以上200以下	900円	4,600円	10,700円
201以上300以下	700円	4,200円	10,200円
301以上	600円	3,800円	9,400円

別表第4その3を次のように改める。

その3（長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合
戸建	6,700円	10,500円	43,800円
5以下（戸建を除く。）	2,700円	10,500円	21,600円
6以上10以下	2,400円	8,500円	17,400円
11以上25以下	1,300円	6,300円	13,700円
26以上50以下	1,200円	5,700円	12,600円
51以上100以下	1,100円	4,500円	11,000円
101以上200以下	900円	4,100円	10,200円

201 以上 300 以下	700 円	3,700 円	9,700 円
301 以上	600 円	3,300 円	8,900 円

別表第 4 その 4 を次のように改める。

その 4 (長期優良住宅建築等計画変更 (譲受人決定時) 認定申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項の規定により準用する第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	その他の場合
戸建	6,700 円	13,500 円
5 以下 (戸建を除く。)	2,700 円	4,900 円
6 以上 10 以下	2,400 円	4,000 円
11 以上 25 以下	1,300 円	2,700 円
26 以上 50 以下	1,200 円	2,100 円
51 以上 100 以下	1,100 円	1,600 円
101 以上 200 以下	900 円	1,400 円
201 以上 300 以下	700 円	1,200 円
301 以上	600 円	1,000 円

第 2 条 松阪市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削る。

別表第 3 その 1 第 1 号中「その 2 に定める金額」の次に「(申請若しくは通知に係る建築物が法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は法第 18 条第 4 項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の要件を備える建築主事が審査をする場合にあつては、建築物ごとに、その 5 に定める金額を加算した金額)」を加え、同表第 1 の 2 号を削り、同表第 2 号中「第 14 項」を「第 16 項」に改め、同表第 3 号中「第 17 項」を「第 19 項」に改め、同表第 4 号中「法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、「承認」を「認定」に、「法第 18 条第 22 項第 1 号」を「法第 18 条第 24 項第 1 号又は第 2 号」に改め、同表第 28 号、第 29 号及び第 30 号中「第 67 条の 2」を「第 67 条の 3」に改め、同表第 50 号を削る。

別表第 3 その 2 の 1 中「建築物を建築する場合」の次に「(移転 (同一敷地内にお

ける移転に限る。以下この表において同じ。) する場合を除く。)」を加える。

別表第3その3の1中「建築した場合(移転)の次に「(同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。) する場合」を加える。

別表第3その5中「(法第6条第5項又は法第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定手数料)」を「(構造計算適合性判定を要しない場合の構造審査手数料)」に、「1 法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法で適正に行われたものであるかを判定する場合」を「法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の要件を備える建築主事が審査する場合」に改め、

「 2 法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は同条第3号に規定するプログラムで適正に行われたものであるかを判定する場合

構造計算適合性判定を行う部分の床面積	手数料の金額
1,000平方メートル以内のもの	108,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	134,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	148,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	187,000円
5万平方メートルを超えるもの	319,000円

」を削る。

別表第4その1第1号及び第2号中

「次の各号に該当するときは、当該各号に定める金額を加算するものとする。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るとき 別表第3その1第1号に定める金額

(2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を求めなければならないものであるとき 建築物ごとに別表第3その1第1の2号に定める金額に消費税及び地方消費税を加算した金額」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。」に改め、

同表第3号中「。ただし、申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を求めなければならないものであるときは、建築物ごとに別表第3その1第1の2号に定める金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を加算するものとする。」を削る。

別表第5その1第1号及び第2号中

「次の各号に該当するときは、当該各号に定める金額を加算するものとする。

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関

係規定の適合審査を受けるよう申し出るとき 別表第3その1第1号に定める金額

(2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を求めなければならないものであるとき 建築物ごとに別表第3その1第1の2号に定める金額に消費税及び地方消費税を加算した金額」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。」に改める。

第3条 松阪市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4その1第3号中「第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項」の前に「その4に定める金額。ただし、」を加え、「定める金額」を「定める金額を加算するものとする」に改め、同表第4号中「その4」を「その6」に改め、同号を同表その1第5号とし、同表その1第3号の次に次の1号を加える。

4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更(分譲事業者単独作成)認定申請手数料	その5に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。
---	---	---------------------------------	--

別表第4その1に次の1号を加える。

6	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	その7に定める金額
---	--	---------------------	-----------

別表第4その4を次のように改める。

その6(長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時)認定申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する第6条第	その他の場合

	1 項第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	
戸建	6,700 円	13,500 円
5 以下（戸建を除く。）	2,700 円	4,900 円
6 以上 10 以下	2,400 円	4,000 円
11 以上 25 以下	1,300 円	2,700 円
26 以上 50 以下	1,200 円	2,100 円
51 以上 100 以下	1,100 円	1,600 円
101 以上 200 以下	900 円	1,400 円
201 以上 300 以下	700 円	1,200 円
301 以上	600 円	1,000 円

別表第 4 その 3 の次に次のように加える。

その 4（長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合
戸建	6,700 円	12,000 円	28,600 円
5 以下（戸建を除く。）	2,700 円	7,700 円	13,200 円
6 以上 10 以下	2,400 円	6,300 円	10,700 円
11 以上 25 以下	1,300 円	4,500 円	8,200 円

26 以上 50 以下	1,200 円	3,900 円	7,400 円
51 以上 100 以下	1,100 円	3,000 円	6,300 円
101 以上 200 以下	900 円	2,700 円	5,800 円
201 以上 300 以下	700 円	2,400 円	5,400 円
301 以上	600 円	2,200 円	4,900 円

その 5 (長期優良住宅建築等計画変更 (分譲事業者単独作成) 認定申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額		
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合
戸建	6,700 円	8,600 円	25,300 円
5 以下 (戸建を除く。)	2,700 円	6,600 円	12,100 円
6 以上 10 以下	2,400 円	5,400 円	9,900 円
11 以上 25 以下	1,300 円	3,800 円	7,500 円
26 以上 50 以下	1,200 円	3,400 円	6,900 円
51 以上 100 以下	1,100 円	2,800 円	6,000 円
101 以上 200 以下	900 円	2,500 円	5,500 円
201 以上 300 以下	700 円	2,200 円	5,200 円
301 以上	600 円	1,900 円	4,700 円

別表第 4 に次のように加える。

その 7 (認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額
戸建	6,700 円
5 以下 (戸建を除く。)	2,700 円
6 以上 10 以下	2,400 円

11 以上 25 以下	1,300 円
26 以上 50 以下	1,200 円
51 以上 100 以下	1,100 円
101 以上 200 以下	900 円
201 以上 300 以下	700 円
301 以上	600 円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (2) 第 2 条の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）の施行の日
- (3) 第 3 条の改正規定 平成 27 年 7 月 1 日